

茨城県耕作放棄地対策協議会事務処理規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県耕作放棄地対策協議会(以下「県協議会」という。)における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 県協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 県協議会の事務処理は、次の各号の事務を茨城県各農林事務所職員並びに茨城県農林水産部農村環境課職員及び茨城県農業会議職員が行い、茨城県農業会議事務局長が責任を負うものとする。

- (1) 耕作放棄地再生利用交付金に係る事務
- (2) 耕作放棄地再生利用推進交付金に係る事務
- (3) 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業に係る事務

(雑則)

第4条 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知)、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)、茨城県耕作放棄地対策協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年11月26日から施行する。
- 2 平成21年4月28日よりこの規程の一部を変更する。
- 3 平成24年5月18日よりこの規程の一部を変更する。